

第2章 安全で快適に暮らせるまちづくり

施策

1

災害に強いまちをつくる



前期基本計画の取組

- 自主防災組織*が行う防災訓練の充実を図るとともに、地域における防災リーダーを育成しました。
- 減災の取組として、出前講座の実施や備蓄の充実、自主防災組織の結成促進及び育成などに努めました。
- 防災行政無線のデジタル化*を図り、戸別受信機の全戸取替えと屋外子局109か所のスピーカーの取替えが完了しました。
- 防災行政無線や防災アプリ*などの多様な情報伝達媒体を活用し、災害情報の確実な提供に努めました。
- 災害時の災害対策本部と地域防災拠点（避難所など）との連携体制を整えるため、IP無線機*を整備しました。
- 市内における自然災害の予測やその被害範囲を整理し、避難場所などの情報、取るべき行動を示した防災マップを作成しました。
- 災害時に必要な物資や労力の支援が受けられるように、各方面・分野にわたって10件の災害協定を締結しました。
- 大規模自然災害に備え、強くてしなやかなまちづくりを総合的かつ計画的に進めるため、令和3年3月に市国土強靱化地域計画を策定しました。
- 原子力事業者との間で締結している安全協定に基づき、原子力関連施設の安全監視を行いました。
- 建築物の耐震性を確保するため、市耐震改修促進計画を改定しました。
- 宅地の大規模盛土造成地の調査を行い、安全性を確認しました。
- 災害現場で部隊を効果的に運用し、消防活動を統括する「指揮隊」を発足しました。

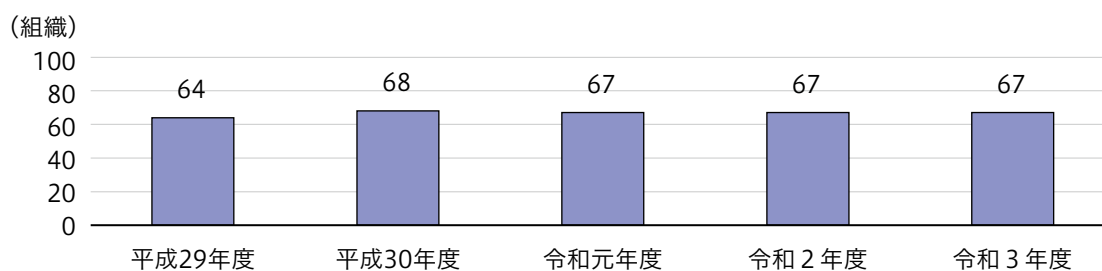
現 状

- 一人暮らし高齢者や障がい者など、災害時に自ら避難することが困難な人の避難支援を推進するため、避難行動要支援者名簿を毎年更新するとともに、自治会、民生委員・児童委員などに提供し、平常時の見守り活動を行いながら、有事に備えた体制を整えています。
- 自主防災組織に組織運営補助や防災資機材購入補助の支援を行っています。また、拠点避難所などに防災倉庫及び防災資機材を整備し、非常食の備蓄を行っています。
- 原子力災害については、国の防災基本計画などに基づき義務付けられている広域避難計画の策定を進めています。
- 地震災害対策については、公共施設の耐震化は完了しています。民間住宅については、耐震化を促進するため補助金を交付しています。
- 救急件数が年間50～100件ペースで増加しており、令和3年中の救急出場件数は2,234件となっています。

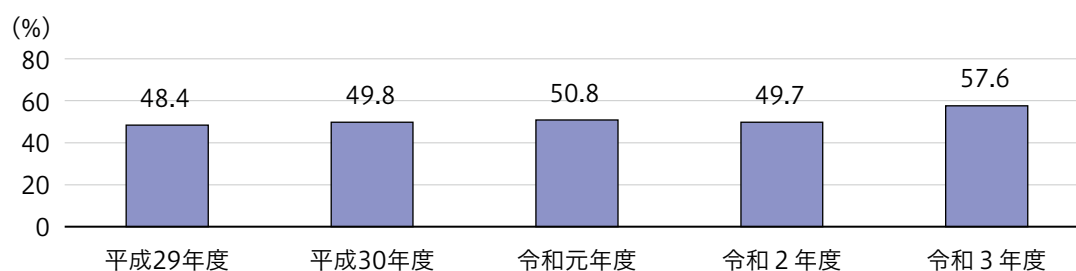
課題

- 東日本大震災や各地での大雨による災害の発生により、市民の防災意識は高まっていますが、災害はいつ発生するか予測できないため、日頃から市民の防災意識の高揚を図る必要があります。
- 災害時には、各地域の初動対応が重要であり、今後もその対応を担う自主防災組織*を充実させ、地域防災力の向上を図る必要があります。
- 災害時に支援が必要となる避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難が図れるよう、個別支援プランの策定を推進する必要があります。
- 原子力防災については、万一の事故に備え、課題を一つずつ解決しながら、原子力防災訓練の実施とその検証を重ね、対策の実効性を高める必要があります。
- 大量の降雨による浸水被害を無くすため、雨水排水路の整備を進める必要があります。
- 近年の異常気象に伴い各地で発生している災害を踏まえ、市民一人ひとりの防災行動計画であるマイ・タイムライン*の作成について、啓発と作成支援を推進する必要があります。

自主防災組織数



災害が少ない又は必要な対策が取られているため、安全な生活が送れていると感じる市民の割合

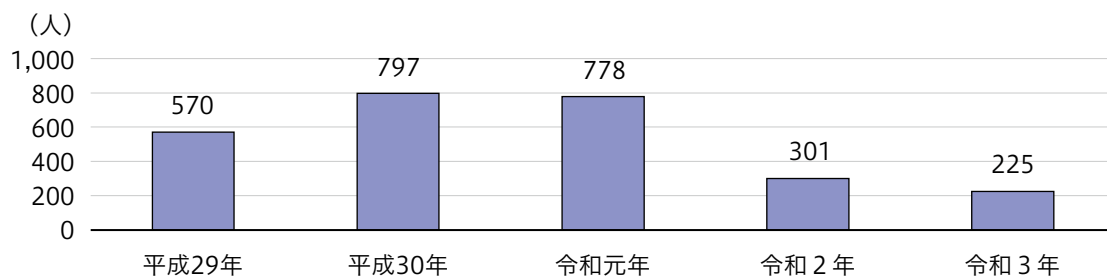


マイ・タイムライン作成講習会



原子力防災訓練

普通救命講習会受講者数



施策の目的と成果指標

対 象 市民

意 図 防災意識が向上し、災害時に連帯感を持って行動する

成果指標	現状値	中間目標値	目標値
自主防災組織数	67組織 (令和3年度)	68組織 (令和7年度)	68組織 (令和9年度)
災害が少ない又は必要な対策が取られているため、安全な生活が送れていると感じる市民の割合	57.6% (令和3年度)	59.2% (令和7年度)	60.0% (令和9年度)
普通救命講習会受講者数	225人 (令和3年)	850人 (令和7年)	895人 (令和9年)



指揮隊訓練



久慈川水系連合水防訓練

基本事業と方針、主な現事務事業

基本事業 1 防災・減災対策の強化

方針

- 市民が災害時に迅速かつ的確な行動が取れるように、市地域防災計画に基づき、防災訓練を定期的及び継続的に実施します。
- 災害対策基本法をはじめとする関係法令の改正などを踏まえ、防災会議を開催し、市地域防災計画を適時見直します。
- 防災用品の常備や避難用品の確認など、日頃の防災対策について呼びかけや広報により啓発することで市民の「自助」の意識を高めます。
- 自主防災組織*での防災訓練などを支援し、地域防災力の向上を図ります。
- 幼年、少年及び女性防火クラブの活動の活性化や学校における子どもたちへの防災教育の充実に努めます。
- 原子力事業者との間で締結している安全協定に基づき、原子力関連施設の監視の徹底を図ります。
- 原子力災害が発生した際に市民が迅速かつ円滑な避難が行えるよう、災害から身を守るための基本行動及び避難先と避難ルートを示した避難ガイドマップの周知徹底を図ります。
- 武力攻撃などの事態に備え、関係機関との連携を強化するとともに、国民保護制度*の普及啓発に努めます。
- 民間住宅の耐震化を促進するため、木造住宅の耐震化、危険ブロック塀などの除却を支援します。

主な現事務事業

- ・ 防災訓練実施事業
- ・ 防災事務費
- ・ 原子力広報調査対策事業
- ・ 木造住宅・ブロック塀等耐震化推進事業

基本事業 2 災害時対応の体制の確立

方針

- 災害時にドローン*やスマートフォンのチャット*機能などを活用し、情報の収集及び伝達体制の充実に努めるとともに、多様な情報伝達媒体を活用し、災害情報などの確実な提供に努めます。
- 防災井戸や防災資機材の適切な管理を行うとともに、計画的に食料や飲料水の備蓄を進めるなど、災害時対応の体制を整えます。
- 災害の初期段階において地域や身近にいる人同士が助け合う「共助」の体制が有効に機能するように、自主防災組織の活動を支援し、育成を図ります。

主な現事務事業

- ・ 防災無線管理事業
- ・ 防災事務費
- ・ 自主防災組織育成事業
- ・ 避難所整備事業

- 災害時に必要な物資や労力の支援が受けられるように、各方面・分野にわたって更なる災害協定を締結し、市民生活を守る体制を整えます。

基本事業3 消防体制の強化

方針

- 大規模災害に対応できるよう消防団との連携強化を図ります。また、車両整備計画を基に車両資機材の整備に努めるとともに、職員の各種研修参加、想定訓練などを通しスキルアップを図ります。
- 市民に対し住宅用火災警報器の設置促進を行い、火災による逃げ遅れや被害の軽減を図るとともに、自主防災訓練などを通して消火器の取扱訓練及び避難訓練を行い、火災予防の普及啓発を行います。
- 火災発生時の初期消火や風水害時の警戒出動など、消防署の活動を補完している消防団については、入団促進に努めるとともに、団員一人ひとりの知識と技能の向上により、地域における消防体制の充実を図ります。

主な現事務事業

- ・消防業務
- ・常備消防車両整備事業
- ・消防団車両整備事業

基本事業4 救急体制の強化

方針

- 公共施設のAED*を適切に管理するとともに、心肺蘇生や止血法などについての救命講習会を開催し、市民や事業所の救命救急意識の向上を図ります。
- 年々増加傾向の救急出場に対応するため、救急車適正利用について周知徹底を図り、緊急時の出場体制を確保します。
- 認定救急救命士の育成を計画的に進め、救急体制の強化を図ります。

主な現事務事業

- ・救急業務
- ・AED整備・普及促進事業

関連する市の計画

市地域防災計画（令和3年3月一部修正。計画期間なし）

市国土強靱化地域計画（令和2年度～令和6年度）

原子力災害に備えた市広域避難計画（策定中）

市耐震改修促進計画[改定版]（令和4年度～令和7年度）

前期基本計画の取組

- 夜間の安全対策として、自治会が行う防犯灯の設置や維持管理について支援を行いました。
- 平成30年度から補助灯数を増加し、防犯灯のLED化の促進に努めました。
- 警察との協議により、駅周辺を中心に防犯カメラを10台設置しました。
- 警察からの不審者情報を学校やPTA、自警団などと共有し、登下校時の見守りやパトロールなどを通して児童生徒の安全確保に努めました。
- 市役所内に設置した消費生活センターにおいて、悪質商法や消費生活トラブルに関する市民からの相談に対応するとともに、消費者被害の未然防止のため、広報紙、ホームページ及びSNS*での情報提供や出前講座の開催など、啓発活動の強化に努めました。

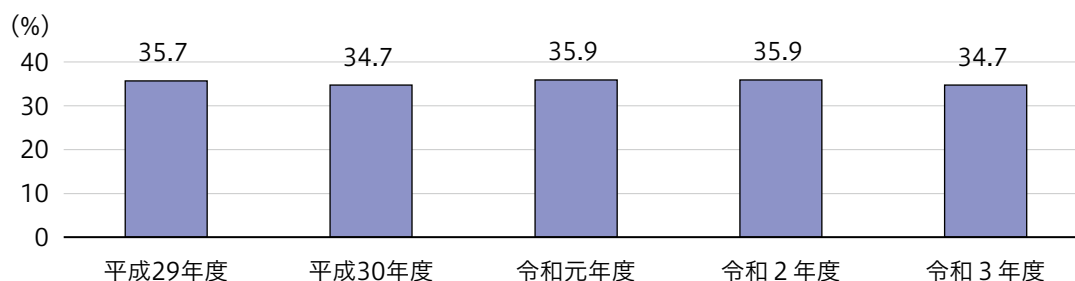
現 状

- 刑法犯認知件数は、令和3年は210件となっており、平成28年との比較で299件の大幅な減少となっています。
- 自警団組織率は、令和3年度末で95.6%となっています。
- 警察や防犯協会と連携し、防犯パトロールなどの地域防犯活動の充実を図っています。
- 学校、家庭及び地域が防犯に関する連携を強化し、安全を確保できるよう努めています。
- 自治会管理の防犯灯に対して、年60件程度の設置補助、年200件程度のLED化補助を実施しています。
- 防犯カメラの整備や防犯灯の設置を促進し、防犯環境の充実を図っています。
- 防犯キャンペーンでチラシなどを配布し、防犯意識の啓発に努めています。
- 警察との連携により、SNSや防犯メール、防災行政無線で防犯に関する情報を発信し、注意喚起を行っています。
- 悪質商法による被害や商品事故の苦情などの消費生活に関する相談に応じ、問題解決のための助言や各種情報の提供を実施しています。
- 消費生活センターにおける相談件数は、令和3年度は222件となっており、主な相談内容としては、架空請求、火災保険を使用した修繕、インターネット接続回線、電力小売自由化、定期購入などとなっています。

課題

- 通学路や夜間危険箇所への防犯灯設置を促進するとともに、防犯灯のLED化を進める必要があります。
- 自治会との連携を強化し、「地域の安全は地域で守る」という意識の向上を図る必要があります。
- 刑法犯認知件数は減少していますが、高齢者を狙った振り込め詐欺などの特殊犯罪は増えており、世代に応じた対策を行う必要があります。
- 令和4年4月からの成年年齢引下げに伴う若年層の消費者被害拡大を防止するため、積極的に情報発信を行う必要があります。

犯罪が少ない又は必要な対策が取られているため、安全な生活が送れていると感じる市民の割合



施策の目的と成果指標

対 象 市民

意 図 犯罪被害にあわずに安全・安心に暮らせる

成果指標

	現状値 (令和3年度)	中間目標値 (令和7年度)	目標値 (令和9年度)
犯罪が少ない又は必要な対策が取られているため、安全な生活が送れていると感じる市民の割合	34.7%	41.1%	44.0%
自警団組織率	95.6%	97.1%	100.0%

基本事業と方針、主な現事務事業

基本事業 1 防犯対策の推進

方針

- 警察や学校、自警団、PTAなどと不審者情報を共有し、登下校時の見守りやパトロールなどを行うとともに、地域住民に散歩中などの「ながら見守り」を依頼することにより児童生徒の安全確保を図ります。
- 通学路や住宅地における安全を確保するため、引き続き防犯灯の設置とLED化を促進します。
- 警察や防犯協会と連携し、防犯パトロールなどの地域防犯活動のより一層の充実を図ります。
- 警察や地域住民と連携し、高齢者を狙った振り込め詐欺などの特殊犯罪を防ぐなど犯罪の未然防止に努めます。
- 消費生活センターにある相談窓口について市民への周知を図るとともに、警察や県消費生活センターなどの関係機関と連携し、消費者からの相談に一体的に対応します。

主な現事務事業

那珂ビジョン(支援)

・防犯事業

基本事業 2 防犯意識の啓発

方針

- 自警団や自治会などが行う地域の防犯活動を通して、地域の安全は地域で守る意識の向上を図ります。
- 消費者被害やトラブルに遭わないように、関係機関と連携し、犯罪から身を守るための情報提供や啓発活動を行います。また、令和4年4月からの成年年齢引下げに伴う消費者被害防止のため、若年層に向けた情報提供と啓発を強化します。

主な現事務事業

・防犯事業
・消費者行政推進事業



防犯キャンペーン

施策

3

交通安全を推進する



前期基本計画の取組

- 通学時の交通事故を防止するため、交通安全母の会などの市民活動団体とともに、小中学校において交通安全教室を実施しました。
- 交通事故に遭わない、交通事故を起こさないという意識の向上を図るため、交通安全協会などの関係機関と連携し、交通ルールや交通マナーについて啓発活動を行いました。
- 交通安全の意識啓発のため、警察署、交通安全関係団体などと協力して交通安全キャンペーンや立哨活動^{りっしょう}を行いました。
- 道路交通の安全性の向上や事故対策として、カーブミラーやガードレールなどの交通安全施設の整備を行いました。
- 平成30年1月から実証事業として行っていた運転免許自主返納等支援事業を令和2年4月より本格実施に移行しました。

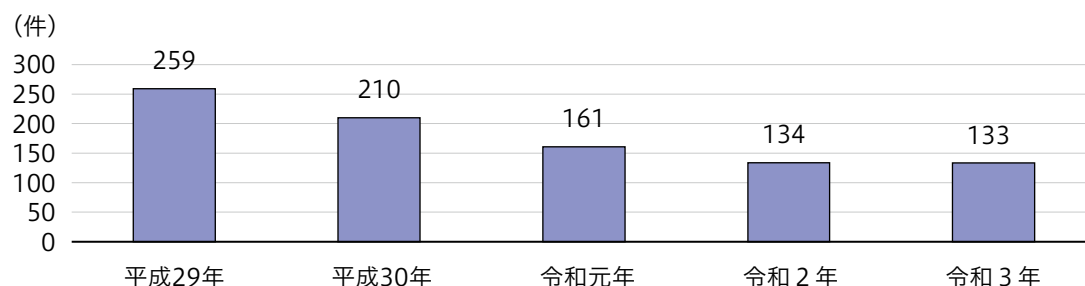
現 状

- 交通事故件数は減少傾向にあります。令和3年は133件であり、平成29年との比較で126件の大幅な減少となっています。また、令和3年の死者数は1人、負傷者数は168人となっており、交通事故件数と同様に、いずれも減少傾向にあります。
- 高齢者が関係した交通事故件数は、令和3年は55件で、平成29年との比較で28件減少していますが、全交通事故件数に占める高齢者の構成率は上昇しています。
- 児童生徒が関係した交通事故件数は、令和3年は4件で、平成29年との比較で9件減少していますが、全交通事故件数に占める児童生徒の構成率は横ばいの状況となっています。
- カーブミラーの設置や通学路のグリーンベルト*化などの交通安全施設に対する整備要望が増えていきます。
- 運転免許自主返納者は、令和3年度は205人となっており、増加傾向にあります。

課 題

- 児童生徒や高齢者など、交通弱者への交通事故対策を更に強化する必要があります。
- カーブミラーやガードレールなどの交通安全施設については、設置を必要とする箇所が増加しており、緊急性や必要性などを考慮し、計画的に整備を進める必要があります。

交通事故件数



施策の目的と成果指標

対 象 市民、道路利用者

意 図 交通事故に遭わない、交通事故を起こさない

成果指標

	現状値 (令和3年)	中間目標値 (令和7年)	目標値 (令和9年)
交通事故件数	133件	128件	126件

基本事業と方針、主な現事務事業

基本事業1 交通安全意識の啓発

方針

- 通学時の交通事故を防止するため、交通安全母の会などの市民活動団体とともに、小中学校において交通安全教室を実施します。
- 交通事故に遭わない、交通事故を起こさないという意識の向上を図るため、交通安全協会などの関係機関とともに、交通ルールや交通マナーについて、街頭キャンペーンによる啓発活動を進めます。
- 高齢者の交通事故被害や高齢ドライバーによる交通事故を防止するため、関係機関と連携し、高齢者向けの講習会への参加促進を図ります。

主な現事務事業

- ・交通安全推進事業
- ・団体補助事業（那珂地区交通安全母の会、那珂地区交通安全協会）

基本事業2 交通安全環境の整備

方針

- 通学路にある信号機に横断旗を設置するとともに、見通しの悪い道路などの危険箇所に注意喚起の看板やのぼり旗を設置します。
- 道路における交通安全対策と交通の円滑化を推進し、事故が起きにくい環境づくりに努めます。
- カーブミラーやガードレールなどの交通安全施設については、緊急性や必要性を考慮しながら、計画的に整備を進めます。
- 子どもや高齢者などを事故から守るために、行政と地域、学校、警察及び交通安全母の会が情報を共有し、連携を図りながら地域での見守りや立哨指導^{りっしょう}を行うなど、交通安全体制の充実を図ります。
- 通学路の安全を確保するため「通学路交通安全プログラム」に基づき、関係機関と連携して合同点検や歩道整備などの対策を実施します。
- 自動車の運転に自信がなくなった高齢者などに運転免許証の自主返納を促し、交通事故の抑制を図ります。

主な現事務事業

- ・交通安全施設整備事業
- ・運転免許自主返納等支援事業



交通安全キャンペーン

施策 4

健康で快適に過ごせる 生活環境の保全を図る



前期基本計画の取組

- 環境に配慮した生活環境の実現を目指し、第3次市環境基本計画を策定しました。
- 水質汚濁などを防止するために、市民や事業所に対して水質検査を行いました。
- 土砂による土地の埋立てなどが適正に処理されるように、事前協議を義務化するなどの見直しを行いました。
- 市内一斉清掃の実施や不法投棄禁止看板を設置希望する市民に配布するなど、不法投棄防止に対する意識の向上を図りました。
- 地区まちづくり委員会などとの協働により、常磐自動車道側道クリーン作戦を実施し、不法投棄されたごみを回収しました。
- 太陽光発電施設を設置する予定の事業者に対し、全県的・包括的に策定された「茨城県太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン」及び「市太陽光発電施設の適正な設置・管理に関する要綱」に沿って、助言及び指導を行いました。
- 空き家に関する対策を総合的かつ計画的に推進するために市空家等対策計画を策定し、総合窓口を設置しました。
- 市内にある空き家の実態調査及び所有者に対する意向調査を実施しました。

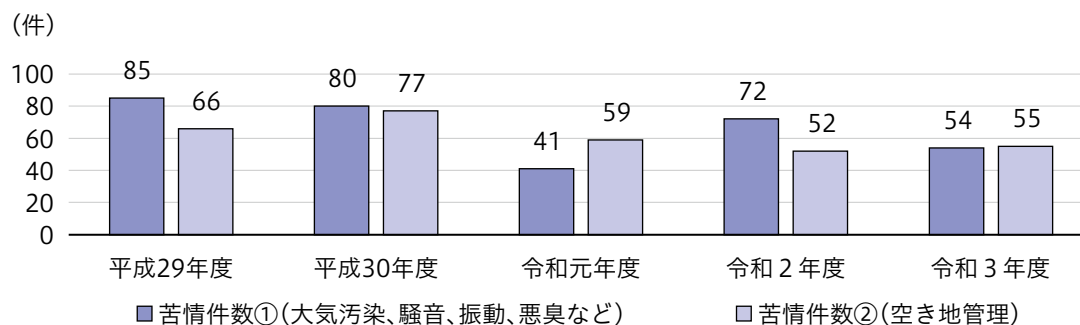
現 状

- 大気汚染、騒音、振動、悪臭及び水質汚濁に関する苦情件数は令和3年度は54件となっています。
- 市内一斉清掃を年に2回実施しています。
- 空き地の管理に関する苦情件数は減少傾向にあり、令和3年度は55件となっています。
- 野外焼却に関する苦情件数は令和3年度で42件となっています。
- 空き家実態調査及び意向調査の結果、令和3年度末において、市内に638件の空き家が確認されています。
- 空き家の管理不全に関する適正管理の指導件数は、令和3年度は16件となっています。

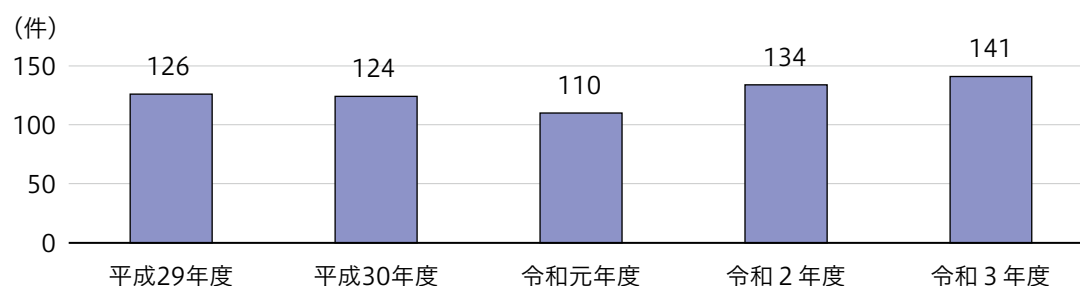
課題

- 第3次市環境基本計画に基づき、持続可能な環境に配慮した地球にやさしい生活環境の実現を目指し、対策を講じる必要があります。
- 公害に関する通報や苦情、要望などには、行政の積極的な関与と市民と協働のまちづくりに関する施策を効果的に活用することにより、市民、事業者及び行政が連携することが求められています。
- 不法投棄を根絶するため、廃棄物の適正な処理方法について周知するほか、市民との協働による監視体制の強化が求められています。
- 太陽光発電施設の設置について、生活環境への影響が懸念されます。
- 雑草が繁茂した不衛生な空き地の適正管理が求められています。
- 適正に管理されていない空き家を抑制していく必要があります。

苦情件数



不法投棄処理件数



施策の目的と成果指標

対 象 市民、事業所

意 図 生活環境や自然環境に配慮した生活（事業活動）をする

成果指標	現状値 (令和3年度)	中間目標値 (令和7年度)	目標値 (令和9年度)
苦情件数①(大気汚染、騒音、振動、悪臭など)	54件	42件	35件
苦情件数②(空き地管理)	55件	47件	43件
不法投棄処理件数	141件	100件	80件

基本事業と方針、主な現事務事業

基本事業1 公害の防止

方針

- 公害の発生を抑制するために、市民や事業所に対して公害に関する認識や正しい理解について啓発活動を行うとともに、関係各所と連携した監視や指導体制の強化を図ります。
- 身近な生活環境における問題に対応するため、相談体制の強化を図ります。
- 公害に関する市民や事業所からの通報や苦情に対して現地確認を実施し、関係各所と連絡を取り対応することで、苦情の受付から問題の解決まで一貫して取り組みます。

主な現事務事業

- ・ 環境保全対策事業

基本事業2 不法投棄の防止

方針

- 不法投棄されたごみを早期に除去することで、新たな不法投棄を防止するとともに、不法投棄禁止看板の設置により未然防止に努めます。
- 市内一斉清掃などの実施により、不法投棄に対する意識啓発を行います。
- 市民自治組織や市内郵便局などと協働して、地域における不法投棄の監視活動を行います。

主な現事務事業

- ・ 不法投棄廃棄物撤去事業

基本事業3 自然と生活環境の保全

方針

- 太陽光発電施設の設置については、「茨城県太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン」と「市太陽光発電施設の適正な設置・管理に関する要綱」を基に自然環境や生活環境、景観、防災に配慮するなどの助言や指導を行うとともに、必要に応じて市要綱や協定書を見直すなど、適正な設置と管理に努めます。
- 管理不全な状態にある空き家については、所有者に対し適正な管理に必要な措置についての助言や指導、勧告を行います。
- 空き家の利活用や売却などの支援や、発生を抑制するための啓発を行います。
- 自然環境や自然景観の保全に取り組む市民の自主的な活動を支援します。
- 有害鳥獣による事故及び被害防止のため、対象となる鳥獣の種類及び対策について周知します。
- 野外焼却や空き地管理に対する認識や正しい理解について普及啓発活動を行うとともに、関係各所との連携体制の維持を図ります。

主な現事務事業

- ・環境保全対策事業
- ・空き家等対策事業

関連する市の計画

第3次市環境基本計画（令和5年度～令和14年度）

市空き家等対策計画（令和2年度～令和11年度）



常磐自動車道側道クリーン作戦

地球にやさしい 持続可能な社会への 転換を図る



前期基本計画の取組

- 環境に配慮した循環型の生活環境の実現を目指し、第3次市環境基本計画を策定しました。
- ごみの分別や再資源化など、リサイクルについての意識向上を図るため、ごみ分別表を配布するとともに、広報紙やホームページによる普及啓発活動を行いました。
- 省エネルギーの推進と温室効果ガス*排出抑制のため、庁内のクールビズ*を推進し、市内事業所にも協力を呼びかけノーマイカーデー*普及に努めました。
- なか環境市民会議が、地域に根差した取組として、持続可能な社会への転換に向けた行動計画である「なかアジェンダ21」を策定しており、広報紙やホームページを使い周知及び普及に努めました。
- 各家庭の節電が温室効果ガス排出抑制になることを啓発しました。
- 令和2年度に地球的規模の環境保全について積極的に取り組み、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。

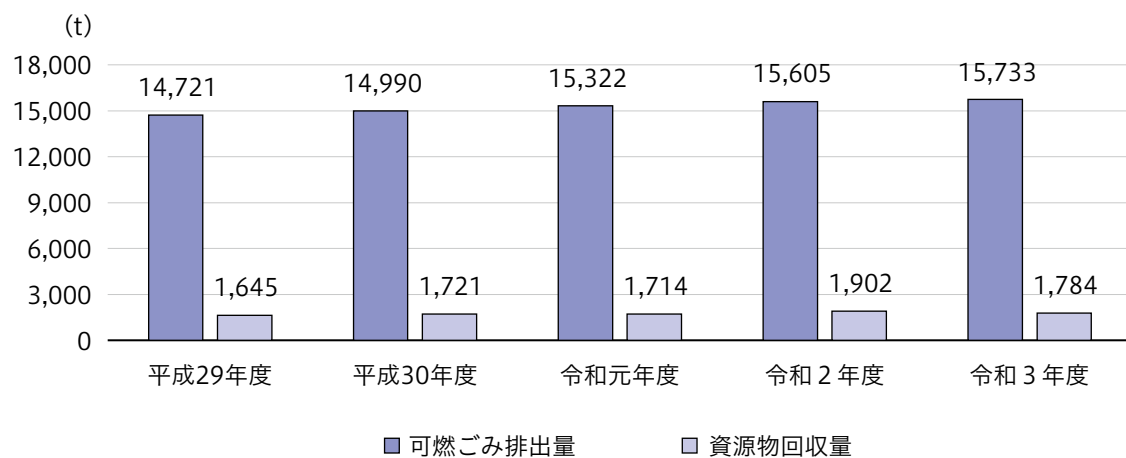
現 状

- 可燃ごみ排出量は、平成28年度の14,532tから増加がみられ、令和3年度は15,733tとなっています。
- 資源物収集量は、平成27年度から増加がみられ、令和3年度は1,784tとなっています。
- 粗大ごみの排出量は、令和3年度は816tとなっており増加傾向となっています。
- 温室効果ガス排出抑制については、市民及び事業所に対して使用エネルギーの節約やLED照明の普及など節電の啓発を行っています。

課 題

- より一層のごみ減量とリサイクルを推進するため、可燃ごみとして焼却しているプラスチック類を分別し、資源物として分別収集する仕組みを構築することが必要です。
- 可燃ごみに分類されているもののうち布類などは、分別収集ができる仕組みを構築することが求められています。
- ごみをゼロにすることを目標に、できる限りごみを減らそうとする活動を推進することが求められています。
- 30年以上経過し老朽化が進む大宮地方環境整備組合環境センターの改修が必要です。
- カーボンニュートラル*の実現に向けて、風力、水力、地熱、太陽熱、太陽光などの再生可能エネルギー*を積極的に生活に取り入れることが、温室効果ガスの排出抑制につながることを啓発する必要があります。

ごみ排出量



施策の目的と成果指標

対 象 市民、事業所

意 図 ごみを減らし、資源を有効に利活用する

成果指標

成果指標	現状値 (令和3年度)	中間目標値 (令和7年度)	目標値 (令和9年度)
可燃ごみ排出量	15,733t	14,020t	13,330t
資源物回収量	1,784t	2,200t	2,270t



環境保護ポスター展



グリーンカーテン(菅谷保育所)

基本事業と方針、主な現事務事業

基本事業 1 廃棄物の抑制とリサイクルの推進

方針

- ごみの減量に関する情報提供や意識啓発などにより、可燃ごみの排出量削減と分別収集の徹底を図ります。
- 大宮地方環境整備組合との連携により、ごみの適正な収集と処理に努め、プラスチック類を資源物として収集します。
- 生ごみの減量のため、家庭における生ごみ処理機の購入を支援します。
- 家庭ごみにおける3R*活動を定着させるため、広報紙やホームページ、SNS*などによる意識啓発を継続して進めます。
- リサイクル率の向上を図るため、資源物の回収範囲拡大を検討します。

主な現事務事業

- ・ごみ啓発等推進事業
- ・家庭系可燃ごみ収集事業

基本事業 2 地球温暖化対策と脱炭素社会づくり

方針

- 市民及び事業者に対し脱炭素*と節電・省エネルギー化の関係性についての啓発活動を行い、環境に配慮したライフスタイルへの転換を提案し、温室効果ガス*の排出抑制を推進します。
- ゼロカーボンシティ宣言による二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指し、再生可能エネルギー*の取組について先進事例を参考に効果的な取組を検討します。
- クールビズ*、ウォームビズ*及びノーマイカーデー*を推進するとともに、グリーン購入*やグリーンカーテンを普及啓発し、無公害車への乗り換えを推奨します。
- 家庭や事業者における再生可能エネルギー導入の普及啓発を行います。また、制度の変更や技術の進展に応じた再生可能エネルギーの情報提供を図ります。
- なか環境市民会議が策定した環境に配慮した市民の行動計画「なかアジェンダ21」を、市民、事業者及び行政が一体となって推進し、カーボンニュートラル*の実現を目指します。

主な現事務事業

- ・環境活動啓発事業

関連する市の計画

第3次市環境基本計画（令和5年度～令和14年度）

施策
6利便性の高い
交通基盤を整える

前期基本計画の取組

- 台風や集中豪雨による道路の冠水被害を減らすため、排水機能の向上につながる取組を始めました。
- 市が管理している道路について、市民や自治会などとの協働による除草や、清掃活動を推進しました。
- 日常生活の移動手段に不便を来している地域住民の交通手段の確保と利便性の向上を図るため、デマンドタクシー*（ひまわりタクシー）を増車及び増発するとともに、運行区域と運行日を拡大して運行しました。
- 公共交通の利用環境を向上させ利用促進を図るため、ＪＲ水郡線の下菅谷駅に屋根付駐輪場を整備しました。

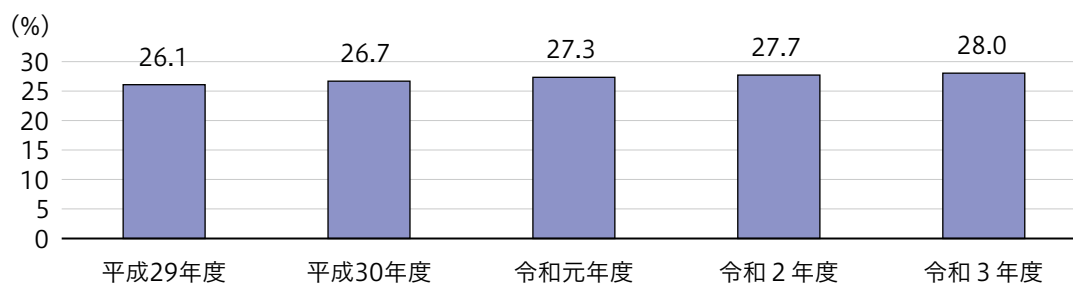
現 状

- 道路については、幹線道路が約75%、その他の一般道は約21%が整備済みとなっています。
- 歩道については、設置済みは約8%となっています。1級幹線は歩道設置が必要であり、整備済路線については必要箇所に歩道が設置されています。その他の一般道については、市街地を中心に通学路など要望に応じて設置しています。
- 生活道路の整備や冠水対策、また、道路や水路の維持管理に対する要望が増加しています。
- 都市計画道路菅谷・飯田線的那珂インターチェンジと国道118号を結ぶ区間の整備を進めています。常磐自動車道から後台駒潜交差点までの未整備区間については、県道昇格による整備推進を要望しています。
- 路線バスについては、利用者数の減少などに伴う路線の廃止により、市内では5路線の運行となっています。
- ＪＲ水郡線については、瓜連駅の利用者数は減少していますが、上菅谷駅の利用者は横ばい状態となっています。
- コミュニティバス（ひまわりバス）については、費用対効果などの面から令和2年3月末をもって休止としています。
- デマンドタクシー（ひまわりタクシー）については、令和4年3月末の利用登録者数は3,190人、令和3年度の延べ利用者数は19,387人となっています。

課題

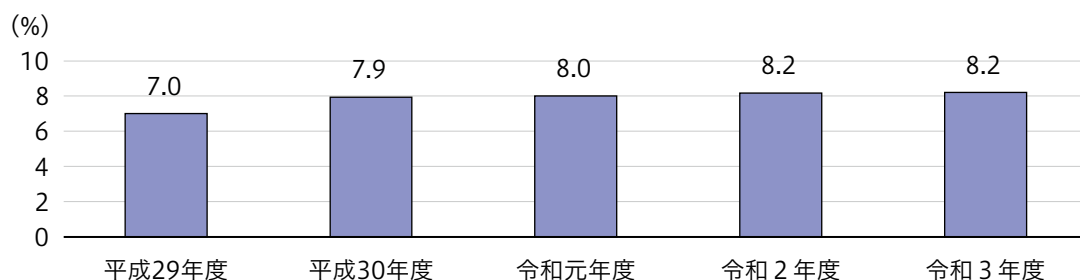
- 国道や県道は、利便性の向上、交通混雑の解消、安全性の確保など、地域の発展に必要不可欠であることから、国道118号の4車線化や主要地方道常陸那珂港山方線、主要地方道瓜連馬渡線、県道静大宮線などの整備促進と早期完成に向けて、国や県に対し継続的に要望することが必要です。
- 道路については、改良率が近隣市町村より低い状況を踏まえ、幹線道路については整備の促進を図る必要があります。その他の一般道については地域から出される要望を確認し重要性又は緊急性を踏まえ計画的に整備を進める必要があります。
- 歩道については、1級幹線は道路整備に応じて歩道を設置する必要があります。
- 生活道路の整備については、費用対効果や地域の要望を踏まえ、国庫補助金などを活用しながら、計画的に整備を進める必要があります。
- 橋りょうについては、点検による損傷の早期発見と市橋りょう長寿命化修繕計画に基づく計画的な維持管理が必要です。
- JR水郡線については、利用者の利便性向上を図るため、地域と協議しながら計画的に利用環境を整備する必要があります。
- 路線バスについては、必要不可欠な路線を維持していく必要があります。
- 自家用車に頼らざるを得ない地域特性であるため、高齢化が進んでも、買い物や通院など日常生活が不便にならないよう移動手段を確保していく必要があります。
- 交通弱者などの交通手段を確保し、かつ、利用者のニーズに合ったものとしていくため、デマンドタクシー*（ひまわりタクシー）の利便性向上や運転免許自主返納者への特別利用券の交付、障がい者を対象としたタクシー利用助成など、公共交通施策について検討を継続していくことが求められています。

道路改良率

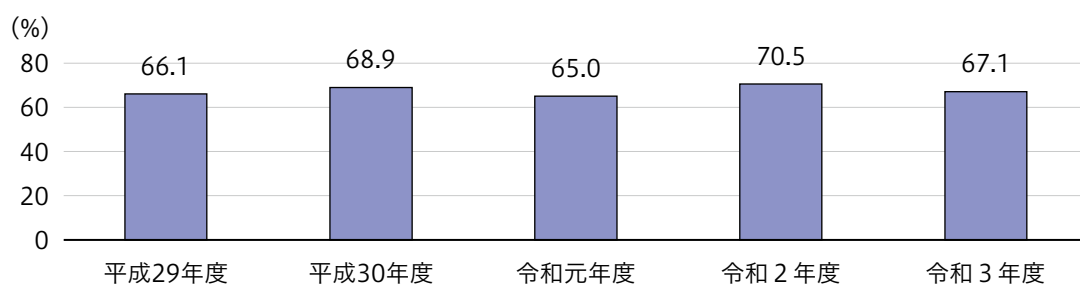


デマンドタクシー（ひまわりタクシー）

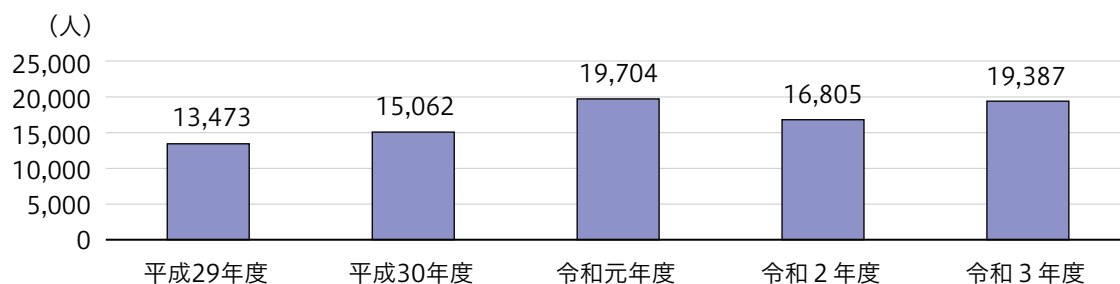
歩道設置率



日常生活において移動に不便を感じていない市民の割合



ひまわりタクシー利用者数



施策の目的と成果指標

対 象 道路利用者、公共交通機関利用者

意 図 安心して道路を通行できる、公共交通機関を便利に利用できる

成果指標	現状値 (令和3年度)	中間目標値 (令和7年度)	目標値 (令和9年度)
道路改良率	28.0%	29.2%	29.8%
歩道設置率	8.2%	8.4%	8.5%
日常生活において移動に不便を感じていない市民の割合	67.1%	69.7%	71.0%
ひまわりタクシー利用者数	19,387人	26,500人	29,300人

基本事業と方針、主な現事務事業

基本事業1 国・県道の幹線道路の整備

方針

- 利便性の向上や交通混雑を解消するため、国や県に対し、国道や県道の幹線道路の整備促進を要望します。

主な現事務事業

- ・ 国・県要望事務

基本事業2 生活道路の整備

方針

- 生活道路については、その重要性や緊急性を踏まえ、地域の協力を得ながら計画的に整備を進めます。
- 通学路などを中心に、障がい者を含む全ての歩行者に配慮した道路づくりを推進します。
- 台風や集中豪雨などの影響による市道の冠水被害を減らすため、安定した排水能力を確保するよう努めます。

主な現事務事業

- ・ 道路改良舗装事業
- 那珂ビジョン(投資)
- ・ 菅谷飯田線道路整備事業
- ・ 冠水対策推進事業

基本事業3 道路の適正な維持管理

方針

- 道路の舗装補修や清掃など適正な維持管理を図ります。
- 橋りょうについては、損傷の早期発見に努めるとともに、市橋りょう長寿命化修繕計画に基づき計画的な維持管理を行います。
- 市民と協働して生活道路の維持管理を行うなど、道路愛護の意識啓発を図ります。

主な現事務事業

- ・ 道路管理事業
- ・ 橋りょう長寿命化修繕事業
- 那珂ビジョン(投資)
- ・ 道路維持補修事業

基本事業4 公共交通の維持・確保

方針

- 駅利用者の利便性向上を図りJR水郡線の利用を促進します。
- 市民の足として必要な路線バスを支援し維持を図ります。
- 買い物や通院など日常生活の利便性向上につながる移動手段を市内全域で確保するためデマンドタクシー*（ひまわりタクシー）を運行します。
- 安心して便利に利用できる持続可能な地域公共交通施策を検討し実施していくため、市地域公共交通計画（法定計画）を策定します。

主な現事務事業

- ・ 地域公共交通活性化事業
- ・ デマンド交通運行事業
- ・ 公共交通利用促進施設管理事業

関連する市の計画

市橋りょう長寿命化修繕計画（平成30年改訂）

施策 7

自然環境と調和した 魅力的な都市づくりを 推進する



前期基本計画の取組

- 第2次市総合計画に掲げた土地利用方針を基に、自然環境と調和した都市づくりを進めました。
- 令和2年度に『那珂インターチェンジ周辺地域の「まちづくりの方針」』を策定しました。
- 地籍調査事業の実施により、土地の境界や面積などが明確となり、目的に合った土地利用が図られました。
- 市街地の骨格を形成する幹線街路の整備を進めました。
- 居住環境が充実した魅力的で住みよい生活拠点の形成を図るため、市街地において都市基盤の整備を推進しました。

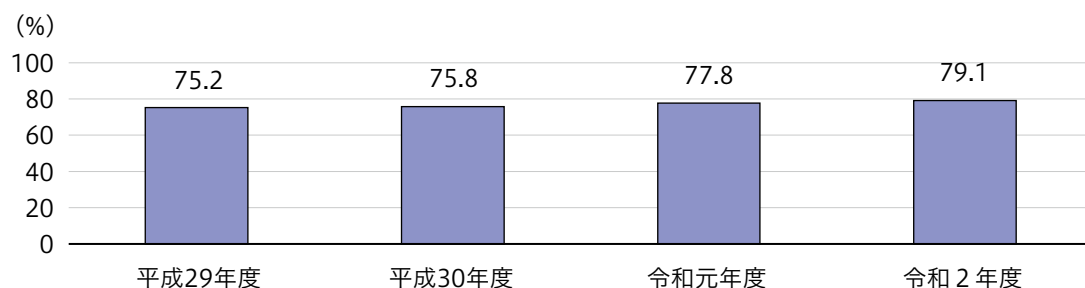
現 状

- 市内全域を都市計画区域とし、区域区分（線引き）により土地利用の誘導を図っています。
- 市街化区域*については、土地区画整理事業や街路事業、街づくり事業などの都市基盤整備を進めることにより、区域内における人口増を保っており、市全体における人口減少を抑制し、活力を維持する支えとなっています。
- 市街化調整区域*においては、既存集落のコミュニティ維持を目的として、平成29年度から出身要件などを問わず住宅などの建築が可能となる区域指定制度*を導入しています。申請は、水戸市とひたちなか市に隣接する南部の地域に集中しています。
- 『那珂インターチェンジ周辺地域の「まちづくりの方針」』に基づき、複合型交流拠点施設「道の駅」の整備に向けた検討を進めています。
- 地籍再調査は、木崎地区を実施しており、市全体としては令和3年度末で31.03km²が完了しています。
- 幹線街路の整備については、菅谷地区では、令和元年度までに都市計画道路上宿・大木内線の全線及び接続する菅谷・市毛線の一部区間を供用開始し、令和2年度から菅谷・市毛線の北側最終区間、下菅谷地区の上菅谷・下菅谷線及び下菅谷停車場線の整備に着手しています。瓜連地区では、令和2年度に都市計画道路平野・杉本線の全線が開通し、現在、西木倉・下大賀線（国道118号）の工事が進められています。
- 下菅谷地区における街づくり事業の進捗率は、令和3年度末で54.1%となっており、整備に合わせて民間活力による宅地化が進んでいます。
- 市内には都市公園*が16か所、開発行為などで整備された公園が76か所あり、都市公園における市民一人当たりの公園面積は県平均とほぼ同じ水準となっています。身近な公園については、市民との協働による維持管理を進めるため、公園の清掃や除草などを行う自治会などを支援しています。

課題

- 今後の人口減少及び高齢化社会に対応するため、生活に必須である都市機能や居住を緩やかに誘導し、将来にわたって持続可能な集約型の都市形成を推進する必要があります。
- 市街化区域*における宅地化率は令和3年度で63.6%となっており、着実な一定の進捗は見られますが、今後も都市機能や居住を誘導し活力を保ち続けるため、まだ整備が進んでいない地域に対しても、継続的に道路や雨水排水施設などの都市基盤整備を推進する必要があります。
- 市街化調整区域*においては、人口減少及び高齢化社会の進行に伴い、既存の集落機能の維持が課題となっている地域があります。
- 那珂インターチェンジ周辺地域については、複合型交流拠点施設「道の駅」の整備を推進しつつ、民間活力を活用した土地利用を検討する必要があります。
- 地籍調査については、作業規定の改訂などにより作業量が増加傾向にあり、年間の作業工程を調整しながら事業を進める必要があります。
- 市街地の骨格を形成する幹線街路として、都市計画道路菅谷・市毛線、上菅谷・下菅谷線及び下菅谷停車場線の早期完成と、上菅谷停車場線の整備が求められています。
- 公園は、市民の憩いの場所として重要な施設であることから、それぞれの利用目的に応じた公園の整備と維持管理が求められています。

幹線街路整備率（市街化区域内）



都市計画道路下菅谷停車場線



都市計画道路上菅谷・下菅谷線

施策の目的と成果指標

対 象 市民（土地所有者）、市街化区域

意 図 適正に土地を利用する、快適に暮らす、都市基盤を整備する

成果指標	現状値	中間目標値 (令和7年度)	目標値 (令和9年度)
宅地化率	63.6% (令和3年度)	64.8%	65.4%
幹線街路整備率 (市街化区域内)	79.1% (令和2年度)	84.1%	86.1%

基本事業と方針、主な現事務事業

基本事業1 適正な土地利用の推進

方針

- 市街化区域*については、都市基盤の整備を推進し、産業や居住の誘導を促進することにより、拠点地域としての機能を高める土地利用を進めます。
- 市街化調整区域*については、自然環境や営農環境の保全及び既存集落の維持を基本としながら、地域の特性に合った土地利用を進めるとともに、民間活力を踏まえた市の活力維持に寄与する土地利用について検討します。
- 秩序ある土地利用を推進するため、法令に基づく適正な許可制度などの運用を行います。
- 租税負担の公平性を確保し、土地行政の合理化を図るため、地籍調査を進めます。
- 那珂インターチェンジ周辺地域のまちづくりについては、長期的な視点に基づいた土地利用の在り方や民間活力の活用などを検討し、段階的に整備していくことを目指します。
- 国道118号の4車線化、茨城北部幹線道路及び水戸外環状道路の整備などを地域活性化の契機と捉え、土地利用の在り方を検討します。

主な現事務事業

- ・開発許可等事務
- ・農地転用許可事務
- ・地籍調査事業

基本事業2 快適な市街地の整備

方針

- 市の活力を支える持続性のある市街地の形成を図るため、市街地の骨格を形成する幹線街路の整備を行うとともに、魅力ある都市空間の整備を推進します。
- 市街地の良好な居住環境を整備するため、地域の防災性や安全性を考慮した街づくり事業を推進します。

主な現事務事業

- ・都市計画街路整備事業
- ・街づくり事業
- 那珂ビジョン(投資)
- ・菅谷市毛線街路整備事業
- ・下菅谷地区街路整備事業
- ・下菅谷地区まちづくり事業

基本事業3 公園の適正な維持管理

方針

- 防災の視点や居住環境に配慮し、地域の特性や利用目的に応じた公園の管理運営を行います。
- 地域の身近な公園については、市民との協働による維持管理を推進します。

主な現事務事業

- ・公園管理事業

関連する市の計画

市都市計画マスタープラン（平成27年度～令和17年度）

市立地適正化計画（令和4年度～令和22年度）



都市計画道路菅谷・市毛線

施策 8

安定的に 水道水を供給する



前期基本計画の取組

- 浄水施設や配水管を適正に維持管理することで、水道水の安定供給に努めました。
- 浄水場を統合し、浄水施設の最適化を図りました。
- 老朽化した配水管や消火栓を災害に強い耐震管*に更新しました。
- 令和4年度に市水道事業経営戦略の見直しを行い、更なる安定した経営基盤の維持強化及び財政マネジメントの向上を図りました。
- 検針時における宅地内漏水のお知らせを通知し、節水意識の啓発を行いました。

現 状

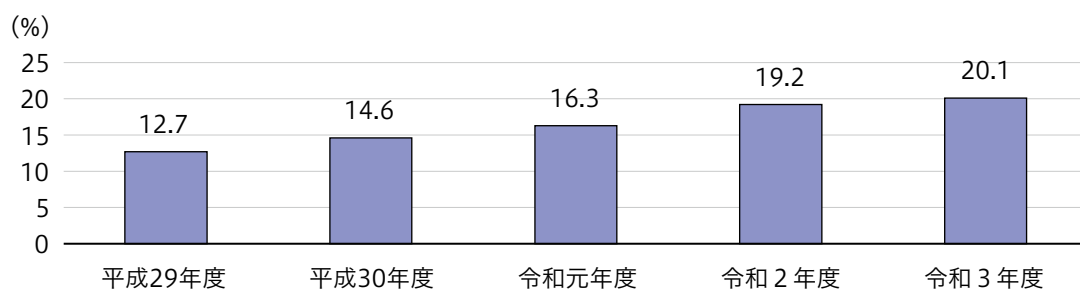
- 各浄水場や配水池の定期的な水質検査を行うとともに、日々浄水過程を監視し、水質の向上に努めています。
- 水源は河川表流水、地下水及び不足分を県中央広域水道事業より受水しており、水量は確保されています。
- 配水管整備については、耐震管による整備を行っています。
- 老朽管の更新については、国道や県道、JR水郡線横断部などの重要箇所には埋設されている老朽化した鋼管などの布設替えにより耐震管の整備を行っています。同時に、老朽化が著しい消火栓の更新も進めています。
- 新木崎浄水場更新事業においては、老朽化が進んでいた木崎及び瓜連浄水場を、新木崎浄水場へ統合更新を進めています。
- 市水道事業経営戦略に基づいた経営を行っており、現状において経営指数である経常収支比率*が100%を超えていることから、経営の効率性及び健全性はおおむね確保されています。

課 題

- 環境の変化による水質管理体制の強化や水質基準への対応に努めていく必要があります。
- 浄水場の老朽化が進行し突発的な事故による断水の高リスクが高くなる中で、浄水場内機器類の老朽化状態を注視して、計画的な修繕を行いながら安定した水処理を行う必要があります。
- 40年を超える配水管においては、引き続き重要箇所について計画的に更新を行い、さらに漏水調査を基に優先順位を定め、順次管路や消火栓の更新を進めていく必要があります。
- 令和4年度までの木崎浄水場の更新作業は、おおむね計画的に整備を進めてきました。引き続き、更新作業を計画的に行い、令和7年度の完成に向けて事業を進める必要があります。
- 災害時に対応すべく、危機管理体制の強化や他事業体との連携及び緊急時の給水体制の強化に努める必要があります。

- 市水道事業経営戦略見直しによる投資・財政計画を基に、コスト削減を意識した施設整備による経営基盤の強化や市民に対するサービスや利便性の向上に努める必要があります。
- 水道事業の安定した経営を維持するため、漏水調査を基に漏水を抑えるなどの対策を行い、有収水量*向上による収益の確保に努める必要があります。
- 水道技術職員の不足に対応するため、民間委託業者への技術継承や人材育成を進める必要があります。

配水管網の耐震化率



施策の目的と成果指標

対 象 市民

意 図 安全で良質な水を供給する

成果指標

	現状値 (令和3年度)	中間目標値 (令和7年度)	目標値 (令和9年度)
配水管網の耐震化率	20.1%	22.6%	23.6%



後台浄水場

基本事業と方針、主な現事務事業

基本事業1 水道水の安定供給

方針

- 環境の変化に対応すべく水源の監視体制や水質管理体制の強化に努めます。
- 浄水施設や配水管を適正に維持管理し、水質の変化に適応した浄水施設の構築を行い、水質の向上に努めます。
- 老朽化した浄水施設、配水管、消火栓などの計画的な更新を行い、災害に備え、水道施設の耐震化を進めます。
- 緊急時の危機管理体制の強化や他事業者との連携による給水体制の強化など広域的連携強化を進めます。
- 水道施設資産の適正管理と経営戦略を基に効率的な事業運営、市民に対するサービスや利便性向上を持続します。
- 安定した経営を維持するために、必要な収益の確保を目的とした有収水量*の向上に努めます。
- 災害に強い強靱な水道施設を維持しながら、技術継承や人材育成を行います。
- 適正な浄水施設更新や配管網整備計画を進めるため、市水道事業第3次基本計画(令和9年度～18年度)を策定します。

主な現事務事業

- ・ 浄水関連施設管理事業
- ・ 浄水場等更新事業
- ・ 配水管網整備事業

関連する市の計画

市水道事業第2次基本計画(平成29年度～令和8年度)

市水道事業経営戦略(平成30年度～令和9年度)



木崎浄水場配水池

施策 9

効率的に 生活排水を処理する



前期基本計画の取組

- 本市における公共下水道整備については、着実に未普及対策に取り組み、農業集落排水整備については7地区全て完了しました。
- 効率的な污水处理施設の整備及び運営管理を適切な役割の下で計画的に実施していくため、公共下水道全体計画見直し方針を令和3年3月に策定しました。
- 生活排水処理方法の一つでもある合併処理浄化槽*については、下水道未計画区域内の水質保全や生活環境の向上に非常に有効な手法であることから、令和3年度に市独自の補助を設け合併処理浄化槽への転換を推進しました。
- 下水道事業会計を公営企業会計*に令和2年4月から移行したことを契機に、経営環境の変化に対応し、持続可能な下水道事業を実施していくために、今後の経営指針などを示す中長期的な計画としての市下水道事業経営戦略を令和5年3月に策定しました。

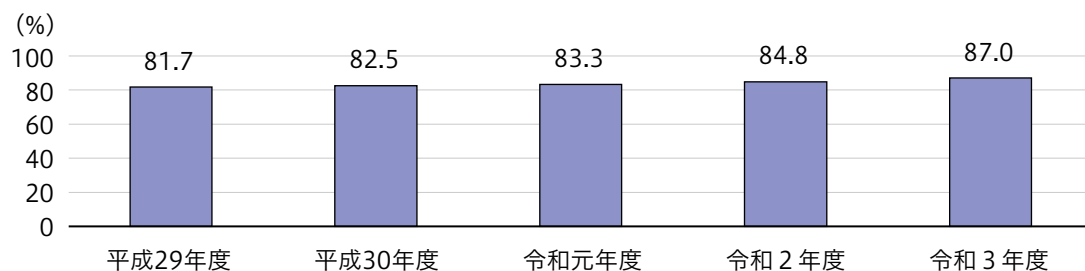
現 状

- 市の污水处理人口普及率*は87.0%となり、生活環境の向上及び公共用水域の水質保全が確実に図られています。
- 令和3年度末における公共下水道事業計画区域の整備率は87.3%です。

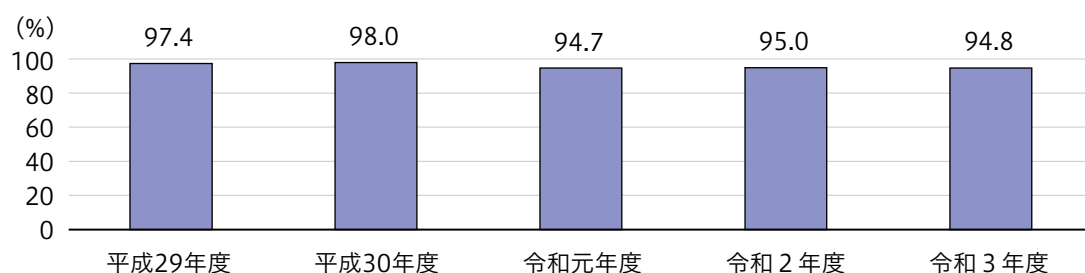
課 題

- 公共下水道の整備には長期にわたり多額の費用が必要であり、また、人口減少や少子高齢化の進行など下水道をめぐる社会情勢の変化に対応し、効率的かつ持続可能な事業運営を行うことが必要です。
- 公共下水道又は農業集落排水の整備が完了した区域内の市民のうち、特に単独処理浄化槽*やくみ取槽を使用している住民については、水質保全などの観点から、それぞれの生活排水処理施設への早期の接続が必要です。
- 生活排水処理施設の未整備区域内の住民について、特に単独処理浄化槽やくみ取槽を使用している住民については、水質保全などの観点から、合併処理浄化槽の設置が必要となっています。また、合併処理浄化槽を使用している市民については、設置後の適切な管理が必要となっています。
- 公共下水道は事業開始から40年が経過し、施設の老朽化が見受けられることから、施設の長寿命化や更新を行うなど、適正な維持管理が必要となります。
- 7施設ある農業集落排水においても30年が経過している施設があることから、公共下水道同様に適正な維持管理が必要となります。

汚水処理人口普及率



水洗化率



施策の目的と成果指標

対 象 市民、市内全域の生活排水

意 図 生活排水の浄化を図り、衛生的な生活を守る

成果指標

	現状値 (令和3年度)	中間目標値 (令和7年度)	目標値 (令和9年度)
汚水処理人口普及率	87.0%	92.5%	94.0%
水洗化率	94.8%	95.0%	95.1%



カラーマンホール



鴻巣地区農業集落排水処理施設

基本事業と方針、主な現事務事業

基本事業1 生活排水処理施設の整備

方針

- 公共下水道事業については、事業計画区域の令和8年度末概成を目指します。
- 公共下水道全体計画区域見直し方針や市下水道事業経営戦略を踏まえ、新たな整備区域を令和5年度に拡大します。
- 公共下水道全体計画見直し方針に基づき、公共下水道全体計画区域を縮小します。
- 浄化槽設置補助事業については、生活環境の向上及び公共用水域の水質保全に寄与するため、引き続き普及率の向上に努めます。

主な現事務事業

- ・ 公共下水道整備事業
- ・ 那珂ビジョン(支援)
- ・ 浄化槽設置補助事業

基本事業2 生活排水処理施設の維持管理

方針

- 公共下水道施設及び農業集落排水施設については、適切な維持管理を行うことにより、処理施設の長寿命化を図りながら機能を確保します。
- 合併処理浄化槽*の適切な維持管理について啓発を行います。
- より健全な経営を目指すため、令和5年3月に策定した市下水道事業経営戦略に基づいた経営に努めます。

主な現事務事業

- ・ 下水道施設維持管理事業
- ・ 農業集落排水処理施設維持管理事業

基本事業3 排水浄化意識の普及啓発

方針

- 生活排水に対する浄化意識の啓発を進めます。
- 公共下水道施設及び農業集落排水施設への早期接続について啓発を進めます。

主な現事務事業

- ・ 下水道施設維持管理事業
- ・ 農業集落排水処理施設維持管理事業
- ・ 浄化槽設置補助事業

関連する市の計画

市公共下水道事業計画（令和元年度～令和5年度）

市下水道事業経営戦略（令和5年度～令和14年度）

